

## 公益財団法人全日本剣道連盟 評議員会規則

(評議員会の招集、出席者等)

第1条 公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の評議員会（以下「評議員会」という。）は、法令及び全剣連定款に別段の定めがある場合を除き、全剣連の会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 全剣連の会長、副会長、専務理事及び常任理事並びに監事は、評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。

(評議員会議長の選定等)

第2条 評議員会の議長（以下「議長」という。）は、当該評議員会の都度、これに出席した評議員の中から、評議員の互選によって選定する。

2 議長の選定に係る議事は、会長が整理する。ただし、会長に欠員又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、全剣連の副会長又は専務理事が、当該議事を整理する。

(評議員会議長の権限等)

第3条 議長は、評議員会の議事を整理する。

2 議長は、前項の議事を整理するに当たり、必要に応じ、全剣連の会長、副会長、専務理事若しくは常任理事又は監事であって当該評議員会に出席した者から、助けを得ることができる。

(評議員の選任及び解任)

第4条 評議員会は、評議員の選任及び解任の決議に際し、会長から評議員候補者の推薦を受けるほか、必要に応じて意見を聴くことができる。

(理事及び監事の選任及び解任)

第5条 前条の規定は、理事及び監事の選任及び解任の決議に際して準用する。

(評議員会の議事録等)

第6条 評議員会の議事録に記載又は記録する事項は、別表のとおりとする。

2 議長は、評議員会を欠席した評議員に対し、当該評議員会の議事録写し及び配布資料を送付するものとする。

(事務局)

第7条 評議員会の運営に係る事務は、全剣連の事務局が処理するものとする。

## 附 則

- 1 この規則は一般財団法人設立登記の日から施行する。（平成24年4月1日）
- 2 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。

### （別表）議事録記載事項

- （1）評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- （2）評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- （3）決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- （4）次に掲げる規定により、評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）第177条において準用する法第74条第1項
  - イ 法177条において準用する法第74条第2項
  - ウ 法第197条において準用する法102条
  - エ 法第197条において準用する法105条第3項
- （5）評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名
- （6）評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- （7）議事録の作成等に係る職務を行った者の氏名
- （8）法第194条第1項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合又は法第195条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合は、法務省令に掲げる事項

以 上